

指定緊急避難場所の取消しについて

災害対策基本法第49条の6の規定に基づき、指定緊急避難場所の取消しをしたので、次のとおり公告する。

1. 指定を取り消す緊急避難場所

北三瓶まちづくりセンター多根分館（大田市三瓶町多根イ 252-1）

令和7年 6月10日

大田市長 楫野 弘和